

地域中小企業を結合する持株会社への租税優遇措置： 中小企業的一大集積地・東大阪から発信する政策提 言

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-01-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 越智, 砂織, 泉, 裕章 メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/2000059

地域中小企業を結合する持株会社への租税優遇措置 —中小企業の大集積地・東大阪から発信する政策提言—

学芸学部 ライフプランニング学科 越智 砂織

本学非常勤講師 泉 裕章

要旨：我が国における個々の中小企業は、引き続き優れた技術力（設備・ノウハウ）や独自性（理念・希少価値）を有している一方、少子高齢化が進行し、不確実性がますます高まる現代経済社会の下、機動性の不足（人材・資金等の調達能力不足）や事業継続リスク（後継者不足による廃業リスク）等の困難を抱えている。こうした課題に対処するためには、従来の長所を維持しつつも短所を克服し得る「持株会社の設立」という手法を通じて、個々の中小企業を機能的かつ地域一体的に結合することが有益であると考えられる。そのうえで、中小企業集積地のアドバンテージを有する市町村においては、こうした動きを後押しすべく、課税自主権の発動として、当該持株会社の法人住民税を免除する租税優遇措置を導入することが考えられるのではないかと。

キーワード：中小企業集積、資金調達能力、後継者不足、持株会社、法人住民税

I はじめに

NHK の連続テレビ小説『舞いあがれ！』（以下、単に「番組」という）¹は、主要な舞台の1つが東大阪の中小企業²となっており、この地に本拠を構える本学の一員としては、番組に対して純粋な関心を持たずにはいられない。しかし、我々の関心はそれだけに止まらない。すなわち、番組は、東大阪の中小企業に存する光と影を明快に表現し、中小企業集積地・東大阪の産官学に対して重要な示唆を与えているように思われる。そこで、本稿は、番組が与えている示唆（問題意識）を「解決すべき課題」と捉えたうえで、そのための対処のあり方を仮説として提示することを目的とする。

本稿の論述の要領は次のとおりである。第1に、番組が与えている先の示唆の明確化を試みたうえで、こうした示唆が実際にも的確であり、かつ、解決すべき課題であるということを検証する（II）。第2に、中小企業集積地に向けられた当該課題に対して効果的に対処するための方法を「会社法・競争法」と「租税法」の両面から考察のうえ、これを仮説として提示し、その正当性を検証する（III）。最後に、まとめと今後の課題について述べる（IV）。

なお、本稿の政策提言は、名宛人が各中小企業（すなわち、産）であると同時に、中小企業集積地たる市

町村（すなわち、官）でもある点に特徴を有する。また、本稿の出発点（先の番組）と本学の本拠地に鑑み、本稿は基本的に東大阪を念頭に置きつつ論述を進めるが、無論、本稿の内容は他の同様の中小企業やその集積地に対しても妥当するものと考えている。

II 解決すべき課題

1. 番組で描かれた内容

番組においては、第17週を中心として、次のような場面が描かれていた。

東大阪の一中小企業である株式会社 IWAKURA（以下、IIにおいて単に「会社」という）の先代社長が急死した後、その妻が後任の社長となったものの、会社の経営状況は芳しくなかった。この状況において、当時腕利きの投資家として活躍していた社長の息子が運転資金を供与したこともあり、その後、会社の経営は回復・発展を遂げた。こうした中、社長と主人公（会社の営業のエース）は航空機産業支援セミナーに参加し、一中小企業に航空機部品のような難易度の高い製品を作る能力や体力があるかが問われた質疑応答の中で、主人公は、東大阪の中小企業が力を合わせれば対応可能である旨を述べた。これに対し、セミナーを主催した大企業の重役は、各企業にはプライドもあることから、力を合わせることも自体が難しいのではな

いかと問い質したが、それでも主人公は積極的的回答を変えなかった。実際、会社は、要求された航空機部品を作るに適した設備を有していなかったが、同じ東大阪にある旧知の別企業の設備を借りることによって当該部品の試作に成功し、後の品質試験にも合格した。もっとも、当該別企業の社長は、後継者不在を理由として、ほどなく廃業している。また、会社は、当該部品を正式に取り扱うことにつき、そのための設備投資に吸収し切れないリスクが伴うことを理由に断念した。

2. 番組からの示唆の明確化

II-1からは、次のようなことが見て取れる。第1に、逆説的な意味において、一中小企業による資金調達が決して簡単な問題ではないということである（以下、「第1示唆」という）。番組では、社長の息子という近親者から運転資金が供与された結果、会社の経営が持ち直すこととなったが、現実問題としては、このような期待を計算に入れて事業を遂行することは難しい。第2に、個々の中小企業は、優れた技術力（設備・ノウハウ）を有していることに加え、こうした技術力は、集積地内の中小企業の融合によって増幅されるということである（以下、「第2示唆」という）。会社にはリーダーシップとノウハウがあったものの、必要な設備がなかった。ここに旧知の集積地内別企業の設備が加わることによって、難易度の高い航空機部品の試作が成功を収めたわけであり、個々の中小企業の技術力を集積地内で融合させることの重要性を物語っていると言えよう。第3に、そうは言っても、各中小企業の融合は簡単でないということである（以下、「第3示唆」という）。セミナーを主催した大企業の重役が発言したように、各企業にはプライドがある。ここでいうプライドは、独自性（理念・希少価値）あるいはブランドと言い換えてもよいように思われるが、こうした独自性は、当該企業の収益源になり得る反面、場合によっては企業の融合の阻害要因にもなり得るのである。第4に、中小企業の後継者不足は深刻な問題であるということである（以下、「第4示唆」という）。たとえば、難易度の高い航空機部品の製作を可能とするような設備やノウハウを有していても、肝心の後継者がいないのでは事業の継続は難しい。第5に、個々の中小企業が取ることのできるリスクは決して大きくないということである（以下、「第5示唆」という）。周知のとおり、事業の成長・発展は、相応のリスクを取ることなくして成し得ない（そもそも投資には、リスクテイクの性質が内在している）。相応のリスクを取

れば事業の成長性や将来性が前面に現れるにもかかわらず、そのリスクを不本意ながら取ることができない結果、そうしたものの芽が摘まれることになってしまっているのではないか。

3. 番組からの示唆の検証

II-2では、番組からの示唆を第1示唆乃至第5示唆として明確化した。以下では、果たしてこれらの示唆が的確なものであるかどうかを検証する。

a. 第1示唆

中小企業については、資本規模が小さいことによる経営不安定性や資金調達の困難性といった問題がしばしば指摘される³。この点、中小企業庁編『中小企業白書 小規模企業白書 2022年版 上 ー新たな時代へ向けた自己変革力』（以下、単に「中小企業白書・上」という）も、直近における資金繰りの状況について、新型コロナウイルス感染症という特殊要因があることを踏まえつつ、「感染症流行による売上の急激な減少と、それに伴うキャッシュフローの悪化により、2020年第2四半期に大きく下落したが、第3四半期には大きく回復した。しかしながら、2021年以降、その回復のテンポは弱まっており、特に小規模事業者においては感染症流行前の水準には戻っていない」⁴、「多くの業種で感染症流行前と比べて借入金月商倍率が上昇している。特にサービス業や小売業は2020年第2四半期、2021年第2四半期に借入金月商倍率が上昇している様子が分かる。感染症流行に左右されながら、借入金の返済余力が低下している可能性がうかがえる」⁵と分析している。

この点、確かに、中小企業における外部からの資金調達手段については、従来型の不動産担保融資や手形割引等（しかも、多くの場合、経営者の連帯保証が求められてきた）だけでなく、近時、エクイティ・ファイナンスの利用（例えば、投資家が、ベンチャーキャピタル、地域中小企業応援ファンド、中小企業投資育成株式会社といったように多様化している）、デット・ファイナンスの多様化（例えば、ABL（Asset-Based Lending）、政府系金融機関商品、制度融資）、経営者保証ガイドラインを用いた無保証融資等、その選択肢の幅が広がっていると指摘される⁶。また、中小企業白書・上も、中小企業向けの貸出金の状況について、「2012年まではおおむね横ばいで推移してきたが、2013年以降は右肩上がりが増加し、2021年も堅調に増加している」⁷と分析するところである。このよう

に、中小企業においても、外部からの資金調達における柔軟性や機動性が徐々に備わってきていることは事実であろう。しかし、現在でもなお、資金調達先の中心を占めるのは銀行であり、その融資判断にあたっては、成長性の原則、安全性の原則、公共性の原則、収益性の原則という4原則が踏まえらる。そして、このうちの安全性の原則を巡っては、借入人（ここでは、中小企業）の信用、資産、回収期日における支払能力等が問題とされ、収益性の原則を巡っては、経営の健全性も重視されることとなる⁸。こうしたことからすれば、第1示唆は的確なものであると言ってよいのではないか。

b. 第2示唆

本稿は、ここに至るまで、中小企業の「集積（地）」という語の意義を明確にしてこなかったが、第2示唆に関する論述を進めるにあたり、まずはこの点を明らかにしておく。東大阪を含む産業集積について論じたある先行研究は、中小企業庁の整理に依拠しつつ、産業集積の類型が、①企業城下町型集積、②産地型集積、③都市型複合集積、④誘致型複合集積、の4つであることを前提に議論を進める。東大阪は、このうちの③に該当する⁹。本稿においても、こうした意義を持つものとして、「集積（地）」の語を用いることとする。

そのうえで、我が国における中小企業の位置付けが量的にも質的にも高いことは、よく知られている。個々の中小企業における技術面について言えば、近時でも、経済のグローバル化、技術革新、IT化等に対応して日本経済の発展を支えていると言ってよく、大企業の補完的存在あるいは競争的存在として、優れた成果を世に送り出してきた¹⁰。そして、東大阪は、こうした中小企業が先の③の意味において集積する地であり、まさに「モノづくりのまち東大阪」¹¹と謳われる所以である。実際、同じく③の意味における集積地たる東京都大田区¹²の最近の調査によれば、集積地における事業遂行のメリット（ただし、交通利便性に関する事項を除く）として、「相談できる仲間企業が多い（16.5%）」「他社との連携が図りやすい（6.6%）」といった仕事融通や情報ネットワークに関する事項のほか、「材料・工具等を入手しやすい（21.7%）」「多様な外注先が多く立地（18.4%）」「受注先が多く立地（14.4%）」といった受発注に関する事項が比較的多く挙げられている^{13,14}。こうしたことに鑑みるならば、第2示唆は的確なものであると言ってよいのではない。もっとも、中小企業集積という状況が無条件にメ

リットを生み出すわけではなく、かえってデメリット（例えば、地価の上昇、工場の拡張・建替えの困難さ等）をもたらすことがあり得る点には留意が必要である¹⁵。

c. 第3示唆及び第4示唆

第3示唆と第4示唆は、ある意味で表裏一体の関係と見ることができそうである。なぜなら、中小企業の場合、大企業と異なり、一般に経営と所有が分離されていないことから¹⁶、事業遂行上の運用的融合の場面（第3示唆）であれ、いわゆる事業承継の場面（第4示唆）であれ、そこでは事業に関する経営権や財産権が複雑に絡み合い、対応を誤ると、後の事業遂行に困難を来たすこととなりかねないからである¹⁷。以下、第4示唆についてさらに敷衍する。

現在の中小企業経営者が第一線から退こうとする場合の事業承継のあり方については、大きく、①親族内承継、②企業内承継（親族以外の役員、従業員、招聘人材への承継）、③第三者承継（第三者への事業売却による承継）に分けられる。そのうえで、従来、ほとんどの事業承継が①であったものの、近時においては②や③の割合が増えているとされる¹⁸。確かに、このこと自体は望ましい変化であると言えよう。しかし、②や③の割合が増えたと言っても、その絶対値は①に遠く及ばず¹⁹、ましてや、経営権や財産権の問題が如実に顕在化する③に至っては、依然として浸透度・利用度が低いと言わざるを得ない²⁰。さらに深刻なのは、2019年に実施されたある調査において、後継者が決まらない中小企業経営者のうち、60歳代の者の実に半数超が「自分の代で事業をやめるつもりである」と回答していることである^{21,22}。これが、中小企業集積地、ひいては我が国全体にとっての重大な問題であることは、あえて多言を要しないであろう²³。

以上のように、第3示唆及び第4示唆は的確なものであると言ってよいように思われる。

d. 第5示唆

第5示唆は、資金調達の問題に関する第1示唆と基本的にパラレルと言ってよいが、ここでは、現代経済社会における不確実性の高まりという観点から敷衍してみよう。

東大阪市による2022（令和4）年度の中小企業動向調査は、特設項目として、同年4月から6月までの分につき、「新型コロナウイルス感染症にかかる影響」「原材料の高騰や不足」を取り上げ²⁴、同年7月から

9月までの分につき、「新型コロナウイルス感染症にかかる影響」「円安による影響」「大阪・関西万博」を取り上げている²⁵。このうち、「大阪・関西万博」は一旦横に措くとして、第1に、新型コロナウイルス感染症にかかる影響については、製造業における「マイナスの影響がある」の回答が約53%、非製造業における「マイナスの影響がある」の回答が約52%（以上、同年4月から6月までの分）、また、製造業における売上増減率が「減少した」の回答が約46%、非製造業におけるそれが「減少した」が約45%（以上、同年7月から9月までの分）であった。第2に、原材料の高騰や不足については、「仕入れにおいて原材料の高騰による影響はあったか」の設問に対し、製造業における「大きな影響があった」の回答が約52%、「影響があった」の回答が約40%、非製造業における「影響があった」の回答が約43%、「大きな影響があった」の回答が約32%であった。特に製造業に与えた影響の大きさが見て取れよう。第3に、円安については、「影響はない」の回答が約47%、「影響を受けているが、対応できている」の回答が約27%、「影響を受けており、対応できていない」が約26%であった。考えてみれば、新型コロナウイルス感染症の問題であれ、原材料の問題であれ、円安の問題であれ、数年前の時点において、平時のリスクシナリオとして当然のごとく認識しておくべき問題とは捉えられていなかったのではなかろうか。新型コロナウイルス感染症の問題は想定外のパンデミックであったと考えられるうえ、原材料の問題にせよ円安の問題にせよ、ロシアによるウクライナ侵攻という不測の出来事が大きな要因の1つとなったからである。これらの事象はまさに、現代経済社会の不確実性、より厳密に言えば、VUCA（不安定（volatility）、不確実（uncertainty）、複雑（complexity）、曖昧（ambiguity））²⁶そのものを表していると言えよう。確かに、事業の成長・発展は、相応のリスクを取ること（要は、投資を実行すること）なくして成し得ない。しかし、VUCAの世界において、實際上、個々の中小企業が取ることのできるリスクは限られていると見る向きがあるとするならば、それに対しては、一定程度肯定的に反応せざるを得ないのではないか。こうして、第5示唆は的確なものであると言ってよいように思われる。

Ⅲ 課題への対処に向けた考察

Ⅱでは、番組が与えている示唆は実際にもの確であ

り、かつ、解決すべき課題であるということが明らかにされた。これを踏まえ、Ⅲでは、第1示唆乃至第5示唆、すなわち、5つの課題への対処に向けた考察を行う。

先に結論（仮説の概要）だけを言えば、これらの課題への対処として、「持株会社の設立」により、集積地内の個々の中小企業を機能的かつ一体的に結合すること（会社法・競争法的側面）²⁷、さらに、中小企業集積のアドバンテージを有する市町村においては、こうした動きを後押しすべく、課税自主権の発動として、当該持株会社の法人住民税を免除する租税優遇措置を導入すること（租税法的側面）、が考えられるのではないか。以下、詳述する。

1. 持株会社の設立（会社法・競争法的側面）

a. 仮説の詳細

第2示唆から考察を始める。本来、優れた技術力を有する中小企業の集積は、メリットと捉えるべき状況であろう。しかし、メリットは決して無条件に生み出されるものではない（以上について、Ⅱ-3-b参照）。そのためには、意図的なメリット追求が必要となる。具体的には、中小企業集積という状況を、事実レベルの「中小企業融合」に止まらず、法的レベルの「中小企業結合」に高めることが考えられよう。この点、法的レベルの企業結合²⁸としては、事業譲渡（会社法467条以下）、合併（吸収合併（同法2条27号、749条以下）、新設合併（同法2条28号、753条以下））、会社分割（吸収分割（同法2条29号、757条以下）、新設分割（同法2条30号、762条以下））といった選択肢も取り得るところである。しかし、これらの選択肢に共通するのは、事業の全部か一部かという違いがあれども、ある中小企業経営者の経営権や財産権の問題、要は、第3示唆にいうプライド（独自性あるいはブランド）と正面から衝突するおそれがあるということである。本稿は、第1示唆乃至第5示唆のすべてを原則的に充足する対処を考えようとしている以上、これらの選択肢は必然的に後退せざるを得ない。そこで、次に有力な選択肢として浮上してくるのが、株式交換（会社法2条31号、767条以下）又は株式移転（同法2条32号、772条以下）による持株会社の設立である。このうち、株式交換は、完全親会社となる会社が既存の会社である場合に用いられ、株式移転は、完全親会社となる会社が新設の会社である場合に用いられる²⁹。したがって、先の指摘と同様、ある中小企業経営者の経営権や財産権の問題を生じさせないようにするため

には、ある既存中小企業が別の既存中小企業の完全親会社になってしまう株式交換でなく、原則としてそれぞれの既存中小企業の間には上下の関係をもたらずことのない株式移転が望ましいものと考えられる³⁰。また、この文脈に照らせば、設立される持株会社は、事業持株会社（自らも事業を行うとともに他社の株式を保有し支配する持株会社）でなく、純粹持株会社（自らは事業をしないで他社の株式を保有し支配することを主な目的とする持株会社）³¹であるのが望ましいように思われる³²。

b. 仮説の正当性検証

以上の仮説は、本稿の趣旨に照らして正当性を有する（すなわち、第1示唆乃至第5示唆のすべてを原則的に充足する）であろうか。第2示唆及び第3示唆が充足されることについては既に見たが、第3示唆について若干補足しておく。

仮説が第3示唆を充足するという理解は、決して論理必然的なものでない。仮説が第3示唆を充足するためには、株式移転によって設立された純粹持株会社が、法的には完全子会社に位置付けられる個々の中小企業の事業に過度に介入するのを避けることが前提となる。すなわち、仮説は、集積地に存在する個々の中小企業を念頭に置き、そうしたメリットをさらに享受させるとともに、中小企業ならではの悩み（デメリット）を解消するという趣旨で提示されたものであって、メリットが享受される反面、中小企業経営者としてのプライドが不必要に傷付けられるというようなことがあってはならないのである。この点、持株会社を巡る先行研究や実際の経営方針においては、持株会社を「本社」と呼称する例が少なくないと思われるが、仮説の趣旨に沿う限り、本稿にいう持株会社は、必要な調整の機能を果たささえすればそれで十分なのであって、呼称に固執すべきではない（例えば、「調整センター」と名乗ることで事足りるものと考えられる）³³。このことを前提として、以下、それ以外の示唆を検証する。

資金調達の問題に関する第1示唆と投資余力の問題に関する第5示唆は、基本的にパラレルと捉えられた（II-3-d 参照）。そして、これらの要因の1つは、資本規模が小さいことによる経営の不安定性であると考えられた³⁴。確かに、この悩みは、事実レベルの「中小企業融合」によって解消されるものではないであろう。これに対して、仮説によれば、融合された中小企業（群）は、法的にも、純粹持株会社を通じて結合された「集積地の中小企業グループ」と位置付けられる

から、そうした存在として資金調達が可能となり、あるいは、投資余力の確保が可能となる³⁵。また、法的な中小企業グループは、グループ全体としての資金調達や投資余力確保に止まらず、グループ内の企業間における資金融通をも容易にすることであろう³⁶。このように、仮説は、資金の調達及び融通の両面において第1示唆を、また、投資余力確保に関する第5示唆を、それぞれ原則的に充足するものと考えられる。

残る第4示唆は、後継者不足の問題であった。既に見たように、中小企業の事業承継の現状については、親族内承継が多くを占め、企業内承継や第三者承継が未だ少数に止まっている。中でも、第三者承継の浸透度・利用度は依然として低い。さらに深刻なことに、後継者が決まらない中小企業経営者の多くは廃業を検討している（以上について、II-3-c 参照）。思うに、企業は事業を行うために存在し³⁷、事業は、時代の要請に応じてその遂行のあり方が変わり得るとしても、市場に需要がある限り、本来継続的に供給されるべきものであって、単に企業の後継者がいないことを理由に当該事業が供給されなくなるという事態は、決して健全な状況と言えない。加えて、中小企業は、大企業と異なり、人材を豊富に抱えているわけでもない。これらの点に鑑みれば、中小企業の事業承継は、実のところ、第三者承継こそが本来あるべき姿ではないかとも思われる。しかし、第3示唆とパラレルのものとして、中小企業の第三者承継に経営権や財産権の問題が不可避的に伴うことは否定できない（II-3-c 参照）。そこで、仮説に沿って形成された中小企業グループであれば、個々の中小企業の後継者探しにおいても、グループ全体としての対応が可能となり、その分だけ候補者の数が増加すると考えられるうえ、こうした候補者への承継は、中小企業グループでなければ第三者承継と位置付けられていたものが、それよりもハードルの低い企業内承継に転化したこととなる³⁸（なお、この場面においても、純粹持株会社が、必要な調整を超えて、個々の中小企業の事業に過度に介入すべきでないという先の第3示唆の補足は、同様に妥当する）。このように、仮説は、第4示唆を原則的に充足するものと考えられる。

小括すると、第1示唆及び第5示唆は「カネ」の問題、第4示唆は「ヒト」の問題であったということが見て取れよう。この点、「カネ」も「ヒト」も、事業の遂行にあたっての必須の資源であるという意味においては共通している。そして、本稿にいう純粹持株会社（本社の機能を有するものの、本社とは呼ばれない

存在)とは、必須の資源である「カネ」や「ヒト」を調達・配分する機能を発揮することができる存在であって、このことは、先行研究の指摘³⁹に照らしても首肯することができる。以上のように、仮説は、本稿の趣旨に照らして正当性を有すると言ってよいのではないか。

c. 仮説に関する留意点

もっとも、以上のような仮説には、留意すべき点も存在する。ここでは、4点ほど挙げておく。

第1に、本稿が提示しているのは、株式移転による純粋持株会社(本社の機能を有するものの、本社とは呼ばれない存在)の設立を通じて「集積地の中小企業グループ」を形成しようという仮説であるから、その文脈に照らし、ここでいう「(中小)企業」は、原則として「株式会社」を意味することとなる⁴⁰。したがって、そうでない企業は、本稿の仮説の俎上に上ろうとするならば、まずそのように組織化されることが必要である⁴¹。

第2に、純粋持株会社の設立という発想に対し、持株会社制度そのものへの総論的な疑問、あるいは、中小企業を対象としていることへの各論的な疑問があり得よう。このうち、前者の疑問については、かつての我が国の法体系上、持株会社が否定的に捉えられていたことに端を発しているように思われる。確かに、1947年制定当初の独占禁止法9条乃至11条は、戦後解体された財閥の復活の阻止を主たる目的として、持株会社を厳しく制限していた⁴²。しかし、「持株会社イコール財閥」という見方は一面的なものに過ぎず、当時から「多角的な事業展開を合理的に管轄する企業グループ内部の組織再編にも有効な道具としてさかんに利用されていた」⁴³という肯定的な捉え方も有力に存在しているのである。その後、同法は、数次の改正を経て、現在の9条1項は、「他の国内の会社の株式[中略]を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない」と、同条2項は、「会社[中略]は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより国内において事業支配力が過度に集中することとなる会社となつてはならない」とそれぞれ定め、「持株会社」の語を使わない形で「事業支配力が過度に集中すること」⁴⁴を規制しようとしている⁴⁵。このように、前者の疑問は、既に杞憂であると言ってよい。一方、後者の疑問については、純粋持株会社が主として大企業グループを構成するのに用いられているという印象論に端を発

しているように思われる。しかし、持株会社に対する先の肯定的な捉え方⁴⁶は、言うまでもなく中小企業グループに妥当するうえ、主に税務的な観点から、中小企業を対象にした持株会社設立の有用性を主張する見解も見られるところである⁴⁷。このように、後者の疑問についても、合理的に払拭されると言ってよからう。

第3に、独占禁止法が持株会社による事業支配力の過度な集中を規制していることとの関係で、仮説はどのような点に留意すべきであろうか。この点、公正取引委員会の「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方(2010(平成22)年1月1日改定版)」⁴⁸は、禁止される類型について、①大規模な会社グループに関する第1類型、②大規模金融会社に関する第2類型、③相互に関連性のある相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の有力な会社を有する場合に関する第3類型、に分けて提示している。このうち、①と②は、中小企業グループを対象とする本稿の仮説と無関係であると言ってよいが、③は、絶対的に無関係であるとまで言えない。すなわち、③にいう「相当数」は、原則として5以上を指し、「主要な事業分野」は、原則として、日本標準産業分類3桁分類のうち、売上高6000億円超の業種を指し、「有力な会社」は、当該事業分野における売上高のシェアが10%以上の会社を指す。したがって、たとえ中小企業グループであっても、これらのすべてに該当するとするならば、独占禁止法上の規制に留意しなければならないこととなる。しかし、あくまでも中小企業グループである以上、これらのすべてに該当するケースは例外的であると考えられ、現に、同考え方も、「事業支配力が過度に集中することとならない会社」の例の1つとして、「小規模の場合」、具体的には、「会社と子会社の総資産を連結して合計した額が6000億円以下である場合」を明示している。仮説に沿った中小企業グループについても、多くの場合、これに該当することとなるように思われる。

第4に、そうは言っても、仮説に沿った中小企業グループの事業遂行は、従来の一単独企業の事業遂行に比して複雑の度合を増すものと考えられる。こうした中においては、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家による支援の必要性がますます高まることとなる⁴⁹。もっとも、それには相応のコストがかかることから、個々の中小企業が独自に支援を受けるとするのは現実的でない。そこで、この局面では、純粋持株会社が、その調整機能を発揮し、グループ全体の問題と

して一元的に支援を受ける態勢を構築することが必要かつ有益であろう。

2. 法人住民税免除の租税優遇措置の導入（租税法的側面）

a. 背景

Ⅲ-1では、集積地に存在する個々の中小企業を念頭に置き、そうしたメリットをさらに享受させるとともに、中小企業ならではの悩み（デメリット）を解消すべく、会社法・競争法的側面から仮説（混同を避けるため、以下、この意味における仮説を「仮説1」という）を提示した。筆者として、仮説1はもちろん単独で成立し得ると考えている。一方で、これらの中小企業が一体的に成長・発展することは、中小企業集積地たる市町村にとっても共通の利益である（具体的に言えば、各中小企業の成長・発展により、法人住民税の法人税割（地方税法292条1項3号）⁵⁰の増収を見込むことができる）という点に、大きな異論はなからう。そこで、こうした市町村には、仮説1の取組みを後押しするようなインセンティブを導入する合理的理由があるということとなる。Ⅲ-2では、こうした考えに基づき、租税法的側面から仮説（以下、この意味における仮説を「仮説2」という）を提示することとしたい。

仮説2の詳細についてはⅢ-2-bで述べるが、それに先立ち、中小企業が集積する東大阪市において、地方税歳入に占める法人住民税の法人税割の割合（構成比）及び収入済額がどの程度であるかを確認しておこう。総務省が公表している各地方公共団体の2020（令和2）年度財政状況資料⁵¹によれば、東大阪市の実績は、構成比4.9%、収入済額約38億円であった。これは、大阪府下の全市町村（ただし、大阪市を除く）のうち、構成比では第7位、収入済額では第2位というレベルである。仔細に見ると、構成比が東大阪市より上位の市町村⁵²には、大企業の事業所が置かれていることが多い。また、収入済額が東大阪市よりも上位なのは、政令指定都市たる堺市（約66億円）である。さらに、東大阪市の実績と全国の各政令指定都市のそれを比べると、収入済額については相模原市以外の全都市が東大阪市を上回っているものの、構成比については、東大阪市が、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、北九州市、熊本市を上回っている（このうち、浜松は、東大阪と同様、都市型複合集積（Ⅱ-3-b参照）の地域とされる⁵³）。こうしてみると、東大阪市にとって、中小企業集積は市

政運営のための欠くべからざる資源であると捉えて間違いはないであろう。そして、ここに、仮説2を提示する意義が認められるのである。

b. 仮説の詳細

第1に、課税自主権（日本国憲法92、94条参照）⁵⁴を有する市町村の立場において仮説1の取組みを後押しするインセンティブを導入しようとするならば、純粋持株会社の「本店又は主たる事務所若しくは事業所」（地方税法292条1項3号）は当該市町村内に置かれることが必要となる。加えて、法人の事務所又は事業所が2以上の市町村に置かれている場合には、「当該法人の法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係市町村ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない」と定める同法321条の13第1項に照らし、仮に純粋持株会社の事業所が複数となるときであっても、極力、すべての事業所が当該市町村内に置かれることが望ましい（もっとも、この点、中小企業を結合するための純粋持株会社という機能的性格を踏まえると、複数の事業所を置く実益は乏しいため、通常は杞憂であるように思われる）。

第2に、インセンティブの具体的内容について検討すると、個々の中小企業の成長・発展、ひいては中小企業集積のアドバンテージを有する市町村の増収・発展を十全のものとするべく、可能な限り、①強いインパクト、②シンプルな仕組み、③成長・発展に向けたモチベーション、のすべてを充足することが求められよう。そこで、①の観点からは、純粋持株会社を対象として、法人住民税の法人税割を「（減免でなく）免除」する租税優遇措置の導入が考えられる。②の観点からは、免除の要件として、例えば、純粋持株会社設立直前5年度平均の各中小企業の合計納税額⁵⁵を基準額⁵⁶としたうえで、設立以後の各年度（設立当年度を含む）の合計納税額が当該基準額を上回った場合、といった分かりやすい内容が考えられる。さらに、これと表裏一体の関係になるが、③の観点からは、各年度の合計納税額が当該基準額を下回った場合には免除を受けることができない（もちろん、軽減を受けることもできない）という仕組みが考えられる。

c. 仮説の正当性検証

租税優遇措置たる仮説2は、地方団体の課税自主権の発動として正当性を有するであろうか。

ここでいう「免除」（Ⅲ-2-bにおける①の観点）は、

納税者の「特別の事情」に照らして個別的に判断される減免（地方税法 323 条）と異なり、「地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる」と定めた同法 6 条 1 項に基づく課税免除であると解される。これは、地方税法が全国画一的に適用されるものであることに鑑み、個々の地方団体が公益上その他の事情を理由として一定の範囲の者を対象に課税しないことを許容した規定であって、地域の社会経済生活の特殊事情を踏まえた地方団体の自主性を尊重したものとされる⁵⁷。また、この点については、千葉地判平成 12 年 12 月 20 日判例地方自治 216 号 25 頁も、「[地方税] 法六条の規定する課税免除は、各地方公共団体が、地場産業の育成などの各種の政策目的や税負担の均衡等の事由により課税を不相当と判断する場合に、一定の範囲の者に対して課税しないことを認めたもので、いわば条例による非課税措置というべきものであり、同法三六七条の税の減免とは基本的な趣旨を異にする」と判示するところである。もっとも、課税免除にせよ減免にせよ、「公平の原則を害することによる弊害よりこのような措置による利益の方が大きいと認められるときに採られるべき」⁵⁸であるという意味において変わりはない。

そのうえで、中小企業集積が東大阪市政運営のための欠くべからざる資源であることからすれば、「地場産業」（前掲千葉地判参照）とも言うべき各中小企業の成長・発展は、東大阪にとって、まさに「公益上その他の事由」（地方税法 6 条 1 項）に当たると考えられる。確かに、課税免除は租税に関する公平性の問題（日本国憲法 14 条 1 項参照）を孕むのであるが、仮説 2 は、免除の要件につき、各中小企業の合計納税額が基準額を上回った場合とし、そうでない場合には免除を認めないとすることによって（Ⅲ-2-b における②及び③の観点）⁵⁹、前述の「公平の原則を害することによる弊害よりこのような措置による利益の方が大きいと認められるとき」という状況を作出している。そうすると、仮説 2 は、地方税法 6 条 1 項との関係において、正当性を有すると見てよいのではないか。

なお、「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない」（地方税法 3 条 1 項）ことから、仮説 2 のような課税免除を行うにあたって、その旨の条例を制定する必要があることは言うまでもない。

IV おわりに ーまとめと今後の課題ー

以上、本稿は、番組が中小企業集積地・東大阪の産官学に対して与えた 5 つの示唆（一中小企業における資金調達能力の不足（第 1 示唆）、集積地内の各中小企業の技術力（設備・ノウハウ）が融合されることによる当該技術力増幅の可能性（第 2 示唆）、各中小企業のプライドあるいは独自性（理念・希少価値）を原因とする融合の困難さ（第 3 示唆）、中小企業の後継者不足（第 4 示唆）、一中小企業における投資余力の不足（第 5 示唆））を「解決すべき課題」と捉え、こうした示唆が実際にも的確であることを検証したうえで（Ⅱ）、そのための対処のあり方を仮説として提示することを試みた（Ⅲ）。その結果は、次のとおりである。

第 1 に、会社法・競争法的側面から、株式移転（会社法 2 条 32 号、772 条以下）の方法により純粋持株会社を設立したうえで、集積地内の個々の中小企業を機能的かつ一体的に、しかも、法的に結合するという仮説 1 を提示した。これにより、第 2 示唆が原則的に解決されると同時に、「カネ」（第 1 示唆及び第 5 示唆）、「ヒト」（第 4 示唆）という資源の問題も原則的に解決されることとなる。この場合、第 3 示唆（各中小企業のプライドあるいは独自性の問題）を重視する観点から、純粋持株会社においては、各中小企業の事業に対する過度な介入を控え、いわば「調整センター」（本社の機能を有するものの、本社とは呼ばれない存在）として、必要な調整の機能を果たすことに特化する必要がある（以上、Ⅲ-1）。

第 2 に、租税法的側面から、中小企業集積のアドバンテージを有する市町村においては、自らの課税自主権を発動して、前述の意味における純粋持株会社（その事務所又は事業所は当該市町村内に置かれる必要がある）を対象とした法人住民税（法人税割）の課税免除措置（地方税法 6 条 1 項）を導入してはどうかという仮説 2 を提示した。この場合、課税免除の要件については、純粋持株会社設立直前 5 年度平均の各中小企業の合計納税額を基準額としたうえで、設立以後の各年度（設立当年度を含む）の合計納税額が当該基準額を上回った場合とし、そうでない場合には免除を認めない、といった内容が考えられる。また、こうした仕組みは、課税免除措置によって得られる利益がそれによる公平性阻害の不利益を上回る結果をもたらし、もって当該措置の合理性の確保に寄与することとなる（以

上、Ⅲ-2)。

以上のうち、仮説1の内容は、それ自体、さして目新しいものではないであろう。しかし、仮説1は、集積地内の中小企業を念頭に置いて提示されたという点において、一定の新規性を有するものと考えられる。一方、仮説2は、それ自体、一定の新規性を有しているものと考えられる。そして、本稿の最大の特徴は、こうした政策提言の名宛人が、各中小企業であると同時に、中小企業集積地たる市町村でもあることである。筆者としては、以上のような諸点に鑑み、本稿に一定の意義が認められるものと考えている。

もっとも、本稿における政策提言は、あくまでも総論的・理論的なものであって、いわば「生き物」として活動する各中小企業の個別的な実情にまで踏み込んで行われたわけではない。その意味で、集積地内の各中小企業の成長・発展、ひいては中小企業集積のアドバンテージを有する市町村の発展を十全のものとするための実証的研究が、今後の課題として残された。これについては、他日を期すこととしたい。

以上

- 1 2022年10月3日から2023年4月1日まで、全26週、126回にわたって放送。
- 2 中小企業庁編『中小企業白書 小規模企業白書 2022年版 上 —新たな時代へ向けた自己変革力』(2022年) ix頁は、同書にいう中小企業をして、「中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいう。また、小規模企業とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。さらに、中規模企業とは、「小規模企業者」以外の「中小企業者」をいう」と定義している。本稿においても、これと同義のものとして、中小企業の語を用いる。
- 3 高田亮爾「中小企業研究の歴史と展開」高田亮爾＝前田啓一＝池田潔編著『中小企業研究序説』(同友館、2019年) 6頁。
- 4 中小企業庁編・前掲注(2) I-23頁。
- 5 中小企業庁編・前掲注(2) I-24頁。
- 6 日本弁護士連合会日弁連中小企業法律支援センター編『中小企業法務のすべて』(商事法務、2017年) 115-119頁 [杉浦智彦、高井章光、八掛順子編]。
- 7 中小企業庁編・前掲注(2) I-24頁。
- 8 神田秀樹＝森田宏樹＝神作裕之編『金融法概説』(有斐閣、2016年) 120頁 [中原利明執筆]。
- 9 以上について、町田光弘「産業集積の成長・縮小と労働生産性」高田＝前田＝池田編著・前掲注(3) 42頁。
- 10 高田・前掲注(3) 3-4頁。
- 11 東大阪市ウェブサイトの以下のURLを参照。
<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/21-13-0-0-0-0-0-0-0.html>
- 12 町田・前掲注(9) 42頁。
- 13 大田区「大田区ものづくり産業等実態調査の実施及び結果検証等業務委託 調査報告書」(2020年) 54頁。
- 14 なお、町田・前掲注(9) 43-44頁は、大田区の2015年公表に係る同種報告書を取り上げたうえ、「得意分野に応じて仕事を互いに融通できる(33.3%)」「受注能力を超える仕事を互いに融通できる(25.4%)」といった明快な仕事融通メリットが挙げられていることを指摘する。
- 15 大田区・前掲注(13) 56-57頁、町田・前掲注(9) 45-46頁参照。
- 16 藤井辰紀「大廃業時代の到来」日本政策金融公庫総合研究所編『経営者の引退、廃業、事業承継の研究 —日本経済、地域社会、中小企業経営の視点から』(同友館、2020年) 16頁。
- 17 日本弁護士連合会日弁連中小企業法律支援センター編・前掲注(6) 189頁 [杉浦、八掛編] 参照。
- 18 以上について、日本弁護士連合会日弁連中小企業法律支援センター編・前掲注(6) 192-193頁 [杉浦、八掛編]。
- 19 2012年に公表された調査報告書を再編加工のうえ分析した日本弁護士連合会日弁連中小企業法律支援センター編・前掲注(6) 193頁 [杉浦、八掛編] によれば、9年前までに行われた事業承継についても、依然として①の割合が6割を超える(これに対し、②は2割強、③は2割弱である)。また、最近の前掲大田区調査の場合、後継者が決まっていると回答した企業における(現経営者から見た)後継者との関係は、子どもが7割強、子ども以外の親族と親族以外の社内人材がそれぞれ1割強という結果であったから、①は8割を超えていることになる(大田区・前掲注(13) 75頁)。
- 20 大田区・前掲注(13) 72頁によれば、事業譲渡・事業売却あるいは他社との合併という形で事業承継を考えていると回答した割合は、わずか3.4%に過ぎない。また、こうした傾向は、技術や技能の継承という逆のベクトルにおいても同様に見られる。すなわち、大田区・前掲注(13) 71頁に

- よれば、その対応策として「技術・技能を持つ企業を買収・グループ化する」と回答した割合は、わずか2.0%に過ぎない。
- 21 藤井・前掲注(16)5頁。
- 22 なお、廃業予定企業を第三者が引き継いだ好事例の紹介として、深沼光＝山崎敦史「中小企業の地域における役割と廃業の影響」日本政策金融公庫総合研究所編・前掲注(16)126-134頁。
- 23 中小企業の廃業の影響を数値的に表した先行研究として、深沼光＝山田佳美「中小企業の廃業による影響の試算」日本政策金融公庫総合研究所編・前掲注(16)77頁以下。
- 24 東大阪市都市魅力産業スポーツ部「市内中小企業動向調査報告(令和4年4月～6月期)」(2022年)9-10頁。
- 25 東大阪市都市魅力産業スポーツ部「市内中小企業動向調査報告(令和4年7月～9月期)」(2022年)9-10頁。
- 26 広野彩子編著『世界最高峰の経営教室』(日経BP、2020年)280頁。
- 27 したがって、この後の文脈から見て取れるように、本稿にいう「(中小)企業」は、原則として「株式会社」を想定することとなる。
- 28 会社法学の観点からは、「事業譲渡等及び組織再編」といったように表現するのが適切と考えられるが、本文では、本稿の趣旨を明確にする観点から、「企業結合」と表現している。なお、事業譲渡等及び組織再編の全体像については、神田秀樹『会社法(第24版)』(弘文堂、2022年)374頁以下等参照。
- 29 神田・前掲注(28)418頁。
- 30 この点に関連し、令和元年会社法改正で導入された株式交付制度について言及しておく。株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう(会社法2条32号の2)。これは、株式交換が、完全親会社となる会社が完全子会社となる会社の発行済株式のすべてを取得する制度であるところ、前者が後者を完全子会社とすることまでを企図しないニーズに応え、いわば後者の発行済株式の一部の取得を認めた制度と解される(神田・前掲注(28)426頁参照)。したがって、ある意味では柔軟性に富む制度と言えるが、本文で述べたように、本稿は株式交換でなく、株式移転を望ましいものと考えていることから、株式交付という選択肢についても、株式交換と同様、株式移転に劣後することになる。
- 31 事業持株会社及び純粹持株会社について、神田・前掲注(28)418頁。また、岸井大太郎＝大槻文俊＝中川晶比兒＝川島富士雄＝稗貫俊文『経済法－独占禁止法と競争政策(第9版補訂)』(有斐閣、2022年)188-189頁[大槻執筆]参照。
- 32 もっとも、事業遂行にあたって実際上の支障が生じないのであれば、株式交換(あるいは株式交付)や事業持株会社といった選択肢を否定するものではない。
- 33 この点に関連し、加護野忠男＝上野恭裕＝吉村典久「本社の付加価値」組織科学40巻2号6頁(2006年)は、戦略調整機能(企業全体の長期的な発展のために、さまざまな事業部門の計画や活動の枠組みを決定し、調整を行っていく機能)を発揮することが本社の存在価値の1つであるとする。
- 34 前掲注(3)参照。
- 35 この点、奥康平「事業の分社化と持株会社本社化の意義－インフルエンスコスト削減に関する議論を手がかりにして－」阪南論集社会科学編46巻2号65頁(2011年)は、持株会社本社によるグループ資金調達、「企業規模や信用の面から資金調達力が弱くなりがちなグループ企業への安定的な資金供給を可能にする」と述べる。
- 36 奥・前掲注(35)65頁は、単純な本社でなく持株会社本社として、前掲注(35)にいうグループ資金調達を実行することの意義につき、「外部取引にかかるコストを削減しつつ、組織的に独立したグループ企業間取引を通じて市場原理を徹底させるために、本業を分社化し資本関係や取引関係のあるグループ企業化するとともに、自らは持株会社本社化するのである」と主張する。また、地銀持株会社の戦略に関する文脈ではあるが、銀行法13条の2に定めるアームズ・レングス・ルールが緩和の方向で改正されたことを受け、地銀グループ内においては、柔軟な資金融通が可能になったとされる(上村基宏「IT分野を中心に持株会社の機能充実を図っていく－グループ内での資金融通は大きな統合効果の一つ」週刊金融財政事情67巻19号20頁(2016年)、大矢恭好「持株会社への機能集約を図り、合併と同様の効果を目

- 指す「一両行のブランドを生かしつつ共通化を進めることが効果的な統合のあり方」週刊金融財政事情 67 卷 19 号 24 頁（2016 年）参照。なお、銀行法のアームズ・レングス・ルールについては、神田＝森田＝神作編・前掲注（8）73－76 頁〔神作執筆〕参照。
- 37 神田・前掲注（28）1 頁。
- 38 グループ全体としての後継者探しには、人材の活用や交流といった側面が含まれるものと考えられるが、この意味において本稿と同様の理解を示す先行研究として、鈴木宏「中小企業における分社・持株会社化の活用とグループ経営」税理 48 卷 8 号 188 頁（2005 年）。
- 39 加護野＝上野＝吉村・前掲注（33）6 頁。
- 40 前掲注（27）参照。
- 41 なお、法人化のメリット・デメリットについては、日本弁護士連合会日弁連中小企業法律支援センター編・前掲注（6）57－58 頁〔樽本哲編〕参照。
- 42 岸井＝大槻＝中川＝川島＝稗貫・前掲注（31）189 頁〔大槻執筆〕。
- 43 下谷政弘「持株会社の歴史展開」組織科学 40 卷 2 号 50 頁（2006 年）。
- 44 その意義については、独占禁止法 9 条 3、5 項参照。
- 45 こうした改正経緯については、岸井＝大槻＝中川＝川島＝稗貫・前掲注（31）189－191 頁〔大槻執筆〕参照。
- 46 前掲注（43）。
- 47 例えば、鹿谷哲也「株式交換・移転制度を利用した中小企業の持株会社設立とその活用」税理 42 卷 10 号 141 頁以下（1999 年）、竹内秀男「経営効率化のための持株会社の設立」税理 44 卷 12 号 116 頁以下（2001 年）、鈴木・前掲注（38）183 頁以下。なお、国税（法人税）のレベルにおいて純粋持株会社の設立を後押しする税制の概要につき、金子宏『租税法（第 24 版）』（弘文堂、2021 年）519－528 頁参照。
- 48 公正取引委員会ウェブサイトの以下の URL を参照。
<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/9guideline.html>
- 49 弁護士による法務支援について、日本弁護士連合会日弁連中小企業法律支援センター編・前掲注（6）iii 頁〔編者一同〕。
- 50 法人税割の標準税率については、地方税法 314 条の 4 参照。
- 51 総務省ウェブサイトの以下の URL を参照。
https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/jyoukyou_shiryou/r02/index.html
- 52 構成比が高い順に、三島郡島本町 12.3%、摂津市 9.6%、池田市 7.1%、門真市 6.6%、泉佐野市 5.4%、柏原市 5.1%。
- 53 町田・前掲注（9）42 頁。
- 54 この点、金子・前掲注（47）97－98 頁は、日本国憲法 92、94 条と課税（自主）権との関係につき、「地方団体が、地方自治の本旨に従ってその事務を処理するためには、課税権、すなわち必要な財源を自ら調達する権能が不可欠である。それなしには、地方団体は結局において国に依存することになり、それと引換えに国の監督を受けることになりやすい。その意味で、地方団体の課税権は、地方自治の不可欠の要素であり、地方団体の自治権の一環として憲法によって直接に地方団体に与えられている、と解すべきである」と述べる。
- 55 この点に関連し、グループ法人税制を巡っては、2022（令和 4）年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、従来の連結納税制度に代わり、グループ通算制度（法人税法 64 条の 5 以下）が導入された。これは、完全支配関係（一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。同法 2 条 12 号の 7 の 6）がある法人相互について、「「損益通算の基本的な枠組み」を維持しつつ、各法人が単体ごとに個別申告を行う（個別に法人税額等の計算及び申告を行う）制度」（渡辺徹也「グループ通算制度－連結納税制度の見直しと新制度の基本的枠組」税研 38 卷 2 号 36 頁（2022 年））である。
- 56 ここで 5 年度平均を基準額算定の基礎としている趣旨は、一方で、1 年度乃至 3 年度限りでは、一時期の事業の浮沈に左右され、不安定さが残ること（新型コロナウイルス感染症のことを考えれば、3 年度をもって不安定さが解消されるとは言い難い）、他方で、企業における基準額算定の事務負担を極力軽減すべきであること、にある。
- 57 江原勲「地方税の減免について－総論」税 56 卷 12 号 46 頁（2001 年）。
- 58 石島弘「国の地方税制と地方の課税自主権－非課税・減免等の特別措置をめぐって－」税 56 卷

12号21頁(2001年)。

- 59 つまり、純粋持株会社の法人住民税の法人税割を免除するというインセンティブを通じ、全体として、税収増、換言すれば、各中小企業の成長・発展が図られることとなる。

**Tax Incentives for Holding Companies that Consolidate Local Small to Medium Companies:
Policy Proposal from Higashi-Osaka, A Major Cluster District of Small to Medium Companies**

Faculty of Liberal Arts, Department of Life Planning
Saori OCHI
Osaka Shoin Women's University, Part-time lecturer
Hiroaki IZUMI

Abstract

Individual small to medium companies in our country, while they maintain excellent technology (equipment and knowhow) and uniqueness (philosophy and scarcity value), now suffer difficulties such as lack of mobility (lack of capabilities to procure human resources, funds, etc.) and concern for continuity (business cessation risk due to successor shortage) under the current economic society where a low birth rate and aging population progress and where uncertainty increases more than ever. To deal with these difficulties, it is deemed beneficial to consolidate individual small to medium companies in a functional and regionally integrated way by utilizing the method of "establishing a holding company," which would make it feasible to overcome weaknesses while keeping traditional strengths. In addition, in those municipalities with the advantage of small to medium company clusters, they should consider, as an invocation of their tax autonomy, the introduction of a tax incentive that exempts such holding companies from corporate inhabitant tax to encourage such actions.

Keywords: a major cluster district of small to medium companies, capabilities to procure funds, lack of successor, holding companies, corporate inhabitant tax